

新見市内共通商品券（たまたがき券）をご利用の皆様へ（ご案内）

利用者資金の保全方法

資金決済法

第14条1項の規定の趣旨：

前払式支払手段の所有者の保護の為の制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半分以上の額の発行保証金を法務局等に供託することに資産保全することが義務付けられています。

資金決済法31条1項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：

当所の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

発行保証金の供託額を上限とした借入を行います。借入金利息年利・借入先及び方法については、正副会頭一任としています。

無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針

*利用者の意思に反して権利を有しない者の指図が行われたこと。

新見市内共通商品券の紛失、盗難等により、利用者に生じた損失について、原則として、その責任を負わないものとします。

新見商工会議所